

2022年度研究倫理講習会(2023年1月23日)

公的研究費等の適正使用と 公正な研究活動の指針

社会連携センター特任講師(URA)

磯 直樹

本日の内容

- そもそも「研究」とは？
- 研究倫理と研究不正の基本的な考え方
- 日本学術振興会とJSTの「研究倫理」
- 東京藝術大学の「研究倫理」
- 研究不正をめぐる事件の例
- オーサーシップ
- 著作権
- 公的研究費等の適正使用
- 東京藝術大学における芸術研究活動に係わる行動規範

そもそも「研究」とは？

✓ 広義に捉えれば、問題の解決を目的として、問いに答えるために情報を収集すれば、その行為はresearchである(ブース他『リサーチの技法』邦訳、36頁)。

→ 学術研究では、これよりも限定的な意味でresearchが想定されている。

✓ 学術研究は、人文学、社会科学、自然科学などに大きく分けられ、さらに、より細かな研究分野に分かれている。分野ごとに研究の仕方について慣行がある。

✓ 学術研究活動には、先行研究を踏まえた「新たな知見」が必要とされる(近藤克則『研究の育て方』、2頁)。

→ 先行研究とは、キーワード検索だけで見つけられるものではない。自らの研究をどのような分野のどのような研究テーマと関連付けるかを考えないと、先行研究は十分には見つからない。

* 日本学術振興会(JSPS)が助成する科研費一般で想定されている「研究」とは、狭義の学術研究。

狭義の学術研究とは見なされにくい「研究」

- ✓自分の作品を制作するためのリサーチ（研究）で、先行研究との関連が示されていないもの
- ✓自分の作品の論評
- ✓自分の教育活動に基づく教科書や解説書
- ✓アーカイブを作るだけで、論文は書かないもの
- ✓アートプロジェクトや社会貢献活動に関わった記録
- ✓展覧会の実施

*上記の「研究」も見せ方によっては学術研究と見なされ得るが、それにはかなりの工夫が必要。作品制作や演奏活動などの広義の「研究」活動については後述。

研究倫理と研究不正の基本的な考え方(1)

- 学術研究の最重要要素の一つは、先行研究に対して新規性と独自性のある知見を付け加えること

→先行研究未満のことしか言えてなければ、研究成果として学術的な価値がない。他方で、特定の先行研究に言及せずにそれと同じことを論文等と言った場合、**剽窃として研究不正**ないしは著作権法違反になる。

- 研究を進めるには、一般にお金と手間がかかる

→私費ではなく政府や財団から助成を受けて研究を行う場合、**指定された用途と手続き**に従わなければならない。

- 多くの研究は、共同作業で行われる

→**共同研究者や研究協力者を尊重**しなければならない。

研究倫理と研究不正の基本的な考え方(2)

- 研究助成を行う代表的な政府機関は、**日本学術振興会(JSPS)**と**科学技術振興機構(JST)**。他にも厚生労働科学研究費など、研究分野によっては他に省庁からの様々な助成がある。
- ・基本的に、研究者個人が政府機関から助成を受ける場合は所属機関を通して申請と管理を行う。
 - 助成を受けた研究者が研究倫理上問題のあることをしたり、研究不正を犯したりした場合、その人の所属機関も責任を問われる。
- ・研究倫理上問題とされることや研究不正とされることの多くは、必ずしも違法というわけではない。しかし、学術コミュニティや高等教育機関としては大いに問題となる。

研究倫理に関する情報

- ・JSTのサイト「研究倫理」

<https://www.jst.go.jp/researchintegrity/>

- ・JSPSのサイト「研究公正」

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

- ・東京藝術大学研究者倫理に関するガイドライン

https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2016/04/20160408kenkyuhi_ethics_guideline.pdf

- ・東京藝術大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則

https://www.geidai.ac.jp/kisoku_koukai/pdf/p20170615_343.pdf

研究活動における不正行為とは

捏造(Fabrication) …存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん(Falsification) …研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用(Plagiarism) …他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

その他…同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなども不正行為の代表例と考えることができます。 ※二重投稿は、適切な引用がされていない場合、自己盗用とみなされることがあります。

* 下記のリンクを参照

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

剽窃・盗用

「盗用・剽窃とは、他人の文章や考え方を許可なく使用あるいは部分的に使用し、自分のものとして発表することです。意図的かどうかを問わず、適切な手続きを取らずに引用されたことをいい、自分自身の過去の論文等の利用も含みます。」(以下のEnagoのサイトより引用)

<https://www.enago.jp/academy/how-to-avoid-plagiarism1/>

(例1) どの本や論文で読んだかは覚えていないので参照先は示さず、他人の研究成果を自分の見解であるかのように書いた。

(例2) 未公刊の他人の文章やアイデアを本人の承諾なく、自分が考案したかのように勝手に発表した。

論文不正の報道

「東大助教が論文盗用、博士号取り消し: 日本経済新聞」 (2011年)
<https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG0901W Z01C11A2CR0000/>

「東大で教授ら2人が論文不正 捏造や改ざんが5本」 (2017年)
https://scienceportal.jst.go.jp/newsflash/20170804_01/index.html

「慶大、渡辺真由子氏の博士学位取り消し 本人は『不服』」
(2019年)
<https://www.asahi.com/articles/ASM3N7GH2M3NUCLV01L.html>

「東洋英和女学院、院長を懲戒解雇 著書でねつ造と盗用」 (2019年)
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO44642110Q9A510C1CR8000/>

オーサーシップ

- 何をすれば、論文の著者になれるか。

→自分で先行研究を読み、自分で研究を進め、自分で論文を書けば、当然ながら自分が著者になる。しかし、研究は一般に一人だけでは行うことができず、周囲の人たちの助けを借りながら行うため、研究にどのように関与すれば共著者になれるのかという問題が生じる。

・仮定の話として、化学の分野で実験を行って論文を書く大学院生がいるとする。その人はある研究室に所属し、そこでは教授が研究資金を集め、助教が実験と研究指導を担当し、ポスドクが論文を執筆すると仮定する。

→この場合、著者になれるのは誰か。

*オーサーシップは、研究分野によって慣行が異なり、個別の研究グループによって考え方が異なる。トラブルになりやすい。

著作権

◆ 『令和4年度著作権テキスト』（文化庁）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html>

◆ 『美術手帖』 「アートと法」シリーズ

<https://bijutsutecho.com/magazine/series/s22>

• 「美術作品の著作権について」

<http://www.art-copyright.jp/about/tyosaku.htm>

• 「音楽教室対JASRAC事件最高裁判決を解説」

<https://www.businesslawyers.jp/articles/1247>

• 「JASRAC・音楽教室裁判最高裁判決一カラオケ法理は終焉を迎えたか」

<https://www.kottolaw.com/column/221025.html>

著作権と契約書

- 文化庁著作権契約書作成支援システム

<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-template/index.php>

(以下、引用)

- 昨今のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の利用形態も多様化しており、従来は一次利用のみと考えられていた講演や実演についても、ホームページでの提供や電子媒体での配布のように二次利用で用いられる場面が増えてきています。
- しかしその一方で、一般の方々の間で行われる著作権等に関する契約については、依然として口頭による契約が多く、その後の多様な著作物等の利用に際してトラブルが発生する場合も見られます。
- 文化庁では、一般の方々を対象者とし、いくつかの利用場面について、著作権等に関する一般的な契約書式のひな型を調査・研究し、文化庁のホームページを通じて公開し、文書による契約を推進することとしています。
- <https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/c-template/index.php>

「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」

◆日本学術振興会の発行している研究倫理教育教材

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

- ✓インフォームド・コンセント
- ✓個人情報の保護
- ✓データの収集・管理・処理
- ✓オーサーシップ

*以上の要素は、研究分野によって考え方が大きく異なる。

本学の研究倫理審査

- 「東京藝術大学研究倫理審査に関する申合せ」
- 「研究倫理審査」に関するチェックシート

<https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2016/12/7693fe77c104811834d033ca88f83185-1.pdf>

公的研究費等の適正使用(1)

「研究者のみなさまへ ～公的研究費の適正な執行について～」
(JST)

https://www.jst.go.jp/researchintegrity/shiryo/funds_pamph_for_researcher.pdf

- ・ 公的研究費の不正には、大きく分けて**不正使用**と**不正受給**がある。
- ・ JST規則においては、「研究活動における虚偽の請求に基づく競争的研究費等の使用、競争的研究費等の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは機構の応募要件又は契約等に違反した競争的研究費等の使用」を**不正使用**とし、「偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択されること」を**不正受給**と定義しています。

公的研究費等の適正使用(2)

- 研究機関に配分する公的研究費は、(1)物品費、(2)人件費・謝金、(3)旅費、(4)その他を主な経費区分としている。以下は、それぞれに対応する不正使用の例。

(1)**物品費**：架空請求、品名替え

(2)**人件費・謝金**：カラ雇用・謝金、水増し請求

(3)**旅費**：カラ出張、水増し請求、二重請求

(4)**その他**：目的外使用

→原則として作品制作や演奏活動には使えない。

不正と認定された場合の JSTにおける措置

- (1) 被認定者に係る研究課題の全部または一部の執行中止
- (2) 申請課題の不採択
- (3) 不正行為等に該当する研究費の全部又は一部の返還
- (4) 機構の全部又は一部の事業への申請資格又は参加資格の制限
- (5) 前各号に掲げるもののほか、 JSTが必要と認める処分

〈研究機関の体制整備に改善が見られない場合〉

- (1) 研究機関等へ配分する研究費における間接経費措置額の削減
- (2) 研究機関等との研究費にかかる新たな契約の締結停止
- (3) 前各号に掲げるもののほか、 JSTが必要と認める処分

【表】不正使用及び不正受給による応募資格制限

不正使用及び不正受給への関与による区分	研究費等の不正使用の程度		相当と認められる期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 ※1	1. 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2. 1.以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

不正認定に関わる専門性の問題

* 研究不正の認定には、①個別の研究分野での慣行、②研究者の所属機関の規則、③法律（民法、労働法、著作権法など）が関わる。いずれの場合においても不正と見なされないにもかかわらず、「不正」の扱いを受けることはあり得る。

□2020年東京オリンピックのエンブレム問題の例

- ・ 当初、佐野研二郎氏が東京大会のエンブレムを担当。2015年に氏によってデザインされたエンブレムが発表されて以降、ベルギーのデザイナーに加え、デザインの専門家ではない人たちから彼の作品が剽窃・盗用ではないかとの批判が相次いだ。
- ・ 結果的に、佐野氏はエンブレム担当から外れることになり、東京大会組織委員会は新たなエンブレムを作り直すことに。

(参考資料)東京オリンピックのエンブレム問題

- 「結局何だったのか、今だから理解しよう東京オリンピックロゴ問題」

<https://legalsearch.jp/portal/column/tokyo-olympics-logo-issue/>

- 加島卓『オリンピック・デザイン・マーケティング——エンブレム問題からオープンデザインへ』河出書房新社、2017年。

→「まえがき」はウェブ公開中

<https://web.kawade.co.jp/bungei/1754/>

- 「話題の新刊『オリンピック・デザイン・マーケティング』著者・加島卓氏インタビュー——「エンブレム問題」とはいったい何だったのか、いまだから問い直す」

<https://web.kawade.co.jp/bungei/1711/>

研究倫理の概要を知るためのサイト

◆公正な研究活動の指針

- ・ JSTとJSPSのサイトを参照
- ・ 各大学の研究倫理に関わる方針と規則を参照

◆公的研究費等の適正使用

- ・ 「研究者のみなさまへ ～公的研究費の適正な執行について～」
(JST) を参照
- ・ 所属大学の規定を参照

◆著作権

- ・ 『令和4年度著作権テキスト』（文化庁）

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/93726501.html>

- ・ 『美術手帖』 「アートと法」シリーズ

<https://bijutsutecho.com/magazine/series/s22>

東京藝術大学における芸術研究活動に係わる行動規範

1. 本学構成員は、芸術が有するかけがえのない文化的・社会的価値を深く認識し、それらの活動に従事する者の信用を失墜せしめるような不正行為を厳につつしむと同時に、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
2. 本学構成員は、その研究活動において、捏造、改ざん、盗用等、他者の権利を侵害する不正行為を行ってはならない。また、本学構成員は、このような不正行為があった場合にはただちにその是正に努めなければならない。
3. 本学構成員は、本学における研究活動が運営費交付金等の公的資金によって支えられていることを十分に認識し、その使用にあたっては、関連する法令、通知、諸規則等を遵守しつつ、適正に使用しなければならない。
4. 本学構成員は、個人の人格と自由を尊重し、その属性ならびに思想信条等による差別をしてはならない。また、研究上、教育上、職務上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

<https://www.geidai.ac.jp/outline/plan/conduct>